

2024.3.11

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

(株)泉井鐵工所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2024年 4月 1日～ 2029年 3月 31日までの 5年間
2. 内容

目標1：2029年3月までに、男女ともに、育児休業取得率を90%以上とする。

<対策>

- 2024年 3月～ 全社員に対し、「育児・介護休業等に関する規則の規定」就業規則の変更について、および、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 2024年 4月～ 育休取得予定者に取得の推進働きかけ